
【特集】生活保護における自立支援の成果と今後の課題

—福祉事務所の現場から

特集にあたって

布川 日佐史

生活保護は、健康で文化的な最低生活の保障と合わせて、自立助長を目的に掲げている。目的達成には、金銭給付による最低生活の保障のみならず、人的サービスによる自立支援が必要なのである。

自立の内容を再定義しつつ、自立支援の人的サービス体制づくりをめざして生活保護自立支援プログラムが全国的に取り組み始めから10年以上が過ぎた。生活保護受給者のニーズと自主性にもとづく自立支援が各地で進んできたが、その現状、成果と課題については、客観化されていない。

本特集は、自立支援プログラムが導入された当時、現場の福祉事務所職員・ケースワーカーとして自立支援に積極的な役割を担った三人に、導入当手を振り返ってもらい、現状を論じてもらう。それによって生活保護における自立支援の課題と今後の研究の分析視角を整理することを目的としている。

大川昭博氏は、当時、神奈川県横浜市のケースワーカーであり、かつ、生活保護を利用しやすく、自立しやすい制度に改革すべきと提言した「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」の委員でもあった。櫛部武俊氏は、北海道釧路市のケースワーカーとして「釧路モデル」を生み出し、生活保護における自立支援からさらに生活困窮者自立支援事業にも大きな影響を与えてきた。当時、福祉事務所ケースワーカーだった池谷秀登氏は、現場ケースワーカー視点から自立支援プログラム作りと仕事の見直しをめざした「板橋モデル」を提起し、現場視点から生活保護制度の運用の改善方向を示してきた。

三人の論稿から、生活保護自立支援プログラムが必要とされた福祉事務所の実態、自立支援を課題とした当時の状況、自立支援プログラムへの期待と不安、批判、導入への危惧をあらためて振り返り、理解しなおすことができる。三人それぞれの視点から、生活保護における自立のとらえなおしの意義が述べられている。生活保護における自立支援の取り組みの意義や成果についても内容豊かに語られている。そのうえで現状については、「逆戻りした」など、厳しい評価をしている。それぞれが示した現状と問題点、課題を読み取っていただきたい。生活保護法と生活困窮者自立支援法との関連も含めて、生活保護における自立支援の課題について、論点が出そろっている。

なお、今後の研究課題として、一つは、支援論の体系化、理論化に向けた手がかりが提起されている。ポイントは、社会的自立の位置づけであり、社会的自立支援の役割である。社会的自立を就労指導、就労支援の見直しにつなげるだけでなく、「社会的存在としての『私』」の再獲得こそが

ゴールとなり、日常生活自立はそのための必要条件、就労自立はそのための手段・条件の一つ」(榎部論文, 20 ページ) と位置づけるとの指摘をもとに、これまでの支援論を見直し、現在化することが求められている。

そのほかにも今後の研究課題として着目すべきポイントが多々指摘されている。それらを明確にするため、読者の声も参考に、特集の二回目を企画したい。

なお、最後に述べておかなければならないのは、生活保護の目的に立ち返って、金銭給付と人的サービスの両方で、受給者・生活困窮者の自立と尊厳を守るべきことである。生活保護の給付額は、2013年以降引き下げられてきた。受給世帯の多くが給付削減により、生活の切り詰め、節約を強いられてきた。2018年秋からもう一段階の引き下げが行われようとしている。受給者は日々の生活で、これ以上どこをどう削るか迫られ、尊厳を侵され、先の見通しなど立たない状態にある。マズローの欲求段階説でいう、生命維持のための生理的欲求や、安定・安全な状態を求める安全欲求すら満たされない状況に追い込まれている。社会的欲求、尊厳欲求、自己実現欲求の追求どころではない。あらためて、健康で文化的な生活を保障する金銭給付と自立支援との関連付けをテーマにしなければならなくなっている。適切な額の金銭給付により健康で文化的な生活を送ることができていなければ、自立支援どころではないのである。

(ふかわ・ひさし 法政大学現代福祉学部教授)